

件名	愛媛県高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例
主管課	都市整備課
根拠法令等	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号) 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第115号)
<p>【制定の概要】</p> <p>○制定の経緯 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)」の施行により、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)」が改正されたことに伴い、これまで省令で定められていた都市公園における移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を県の条例で定めることとされたため、本条例を制定するものである。</p> <p>○条例により定めることとなった基準 都市公園における移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準</p> <p>○制定内容 これまで省令で定められていた国の基準と同一の基準を県条例にて規定した。</p>	
施行日	平成24年12月21日
<p>【その他参考事項】</p>	

